

様式第16号（第12条関係）

令和2年4月30日

三豊市長様

申請者	所在地	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2
	名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾
	代表者氏名	理事長 河津 成 雄
	電話番号	0875-82-5207

地域内分権推進交付金実績報告書

令和元年5月7日付け三政田第82号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 11,810,000 円

2 添付書類

- (1)事業報告書
- (2)決算監査報告書
- (3)財産目録
- (4)貸借対照表
- (5)収支計算書
- (6)全役員名簿
- (7)事業年度末の定款又は規約
- (8)その他市長が必要と認める書類

令和元年度事業報告書

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾

1.事業の成果

自主事業では4部会（安心安全・教育福祉・観光交流・研修調査広報）が、それぞれの分野で様々な事業を積極的に展開した。安心安全部会は、安心して暮らせるまちづくり活動として、火災報知器の設置支援、地域で行われている防災訓練の参加や防災用品の配備などに取り組んだ。教育福祉部会は、バレンタインイルミネーションを開催し地域の賑わい創出を図った。また、学校行事や地域のイベント・ゴミ収集日を1つにまとめた仁尾くらしカレンダーを毎月発行し全戸に配布した。観光交流部会は父母ヶ浜で観光客との交流会・魚のさばき方教室や書き初め・カルタ大会等を開催し地域住民との交流を図った。研修調査広報部会は、ホームページや広報紙を通しまちづくり推進隊仁尾の活動を町内外へ広くPRした。また、市民皆様に対してご意見やご提案をお願いするアンケート調査を実施した。活動助成事業は1団体からの申請があり、地域を盛り上げる活動を実施した。

移譲業務においては、自治会・地区衛生組織の事務局として自治会長・地区衛生委員と意思疎通を図り円滑に業務を遂行した。

2.個別事業報告書

自主事業

【安心安全部会】

事業名	安心安全部会の開催		
事業内容	防災・防犯・交通安全・環境整備に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第3火曜実施）		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
参加者・受益者	会員	(延人数)	114人
役務提供者	会員	(実人数)	10人
		(延人数)	114人
	延人数の積算		
決算額	収入額	0円	支出額 0円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	住宅火災警報器設置支援事業		
事業内容	消防法で義務化されている住宅用火災警報器が多くの住宅で設置されていない現状から、未設置の20世帯に対し設置を行い助成を行った。		
実施日時	令和元年10月		
実施場所	仁尾町		
参加者・受益者	仁尾町民	(実人数)	20人
役務提供者	会員・事務局	(実人数)	3人
		(延人数)	3人
	延人数の積算 会員… 1人、事務局… 2人		
決算額	収入額	19,180円	支出額 19,180円
	内訳	受取交付金 19,180円	内訳 支払助成金 18,520円 支払手数料 660円

事業名	地域避難訓練支援事業					
事業内容	自主防災会が実施した避難訓練に対し機材等の貸し出しを行った。また、三豊市主催の震災訓練に参加し避難所開設訓練を担当した他、炊き出し等の支援を行った。					
実施日時	令和元年9月1日（曾保地区） 令和元年10月27日（三豊市主催）					
実施場所	曾保小学校、仁尾小学校					
参加者・受益者	曾保小約210人・仁尾小約830人 (延人数 約1,040人)					
役務提供者	会員・防災士資格取得者・事務局 (実人数 22人)		(延人数 48人)			
	延人数の積算 9/1…10人、10/26…16人、10/27…22人					
決算額	収入額	38,945 円	支出額	38,945 円		
	内訳	受取交付金	38,945 円	内訳	消耗品費	1,815 円
				内訳	食糧費	5,520 円
				内訳	支払助成金	31,610 円

事業名	防災用備品等の備蓄事業					
事業内容	避難所に指定されている仁尾小学校の防災用備蓄倉庫が満杯状態のため、新たに備蓄倉庫（プレハブ）を設置し、災害時における備蓄品の安定供給に備えた。また、停電対策として発電機の導入を図った。					
実施日時	令和2年2月22日～3月6日					
実施場所	仁尾小学校					
参加者・受益者	地域住民					
役務提供者	会員・事務局 (実人数 2人)		(延人数 10人)			
	延人数の積算 2人×5回					
決算額	収入額	723,129 円	支出額	723,129 円		
	内訳	受取交付金	723,129 円	内訳	構築物	361,460 円
				内訳	機械装置	157,850 円
				内訳	消耗品費	25,619 円
				内訳	業務委託費	177,540 円
			支払手数料	660 円		

事業名	清潔で住み良い地域創り推進事業					
事業内容	不法投棄ゴミの清掃及び不法投棄防止看板を設置した。また、公園・花壇整備等の美化活動として地域住民へ花の苗を配布した。					
実施日時	随時（苗配布:令和元年5月31日・12月10日、海岸清掃:令和元年11月24日・令和2年3月8日）					
実施場所	清掃：仁尾港周辺及び第2港湾周辺、花配布：町内					
参加者・受益者	仁尾町民 （苗配布5/31…59人、12/10…67人） （海岸清掃11/25…17名、3/8…18人） (延人数 161人)					
役務提供者	会員・事務局 (実人数 17人)		(延人数 53人)			
	延人数の積算 会員…45人、事務局…7人、参加者…1人					
決算額	収入額	257,568 円	支出額	257,568 円		
	内訳	受取交付金	257,568 円	内訳	消耗品費(苗)	125,000 円
				内訳	消耗品費(看板)	108,000 円
				内訳	消耗品費	5,328 円
				内訳	食糧費	4,240 円
			賃借料	15,000 円		

事業名	会員研修会開催事業				
事業内容	近い将来発生が危惧されている南海トラフ大地震による津波等災害被害を想定し、中土佐町の防災対策を研修し津波避難タワーを見学した。				
実施日時	令和元年6月22日				
実施場所	高知県高岡郡中土佐町（中土佐町役場）				
参加者・受益者	会員／仁尾町民（会員…26人 一般…2人）		（延人数 28人）		
役務提供者	会員・事務局		（実人数 4人）		
			（延人数 4人）		
	延人数の積算 会員…2人、事務局…2人、				
決算額	収入額	163,400 円	支出額 163,400 円		
	内訳	受取交付金	162,400 円	内訳	
		受取負担金	1,000 円		諸謝金 2,400 円
					旅費交通費 145,630 円
					研修費 8,030 円
					食糧費 2,240 円
					通信運搬費 4,100 円
		保険料 1,000 円			

【教育福祉部会】

事業名	教育福祉部会の開催		
事業内容	教育・健全育成・老人福祉等に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（原則、毎月第3水曜実施）		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
参加者・受益者	会員		（延人数 94人）
役務提供者	会員		（実人数 12人）
			（延人数 94人）
	延人数の積算 8人～12人×9回		
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	仁尾くらしカレンダー発行事業		
事業内容	月ごとの学校行事・地域のイベント・まちづくり関連事項・ゴミ収集日等を1つにまとめた仁尾くらしカレンダーを発行し全戸に配布した。		
実施日時	平成31年4月～令和2年3月（毎月1回発行）		
実施場所	事務所		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	関係機関担当者・会員・事務局		（実人数 15人）
			（延人数 180人）
	延人数の積算 15人×12回		
決算額	収入額	321,962 円	支出額 321,962 円
	内訳	受取交付金 321,962 円	内訳
			印刷製本費 321,962 円

事業名	バス停ベンチ設置事業		
事業内容	コミュニティバス利用の高齢者や子どもがバス乗車待ち時に安全安心に利用できるよう、その他ウォーキング途中の休憩等にも利用できるようこれまでに設置したベンチのメンテナンスを行った。		
実施日時	修繕：8月下旬（郵便局前・仁尾小学校前） 9月上旬（千代・曾保） 清掃：5・8・12・3月		
実施場所	維持管理：町内バス停8ヶ所（郵便局前・仁尾小学校前・千代・曾保・家の浦・仁尾マリーナ口・詫間越・南）		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	会員・事務局		（実人数 1人）
			（延人数 6人）
	延人数の積算 1人×6日		
決算額	収入額	44,400 円	支出額 44,400 円
	内訳	受取交付金	44,400 円
			消耗品費 39,076 円
			保険料 5,000 円
		支払手数料 324 円	

事業名	すくすく仁尾っ子シアター事業			
事業内容	低学年生や親子を対象に家庭では体験できない人形劇を公演し、人形劇の魅力や素晴らしさ、面白さを体験してもらい、親子や友達とのふれあいの場を創出した。			
実施日時	令和元年8月18日			
実施場所	仁尾町文化会館			
参加者・受益者	仁尾町民（幼児・園児・小学生とその保護者）		（延人数 約60人）	
役務提供者	会員・事務局		（実人数 17人）	
			（延人数 17人）	
	延人数の積算 会員…15人、事務局…2人、			
決算額	収入額	87,144 円	支出額 87,144 円	
	内訳	受取交付金	87,144 円	
		内訳	食糧費	1,280 円
			業務委託費	85,000 円
		支払手数料	864 円	

事業名	イルミネーションイベント事業			
事業内容	町内でイベントの少ない冬季に太鼓や大正琴・少林寺拳法・ダンス披露のイベントを開催するとともに、明るく華やかなイルミネーションの演出し街の賑わいに寄与した。			
実施日時	令和2年2月8日（イルミネーション点灯期間：2月8日～23日）			
実施場所	仁尾町体育センター・市民センター仁尾芝生広場			
参加者・受益者	仁尾町民		（延人数 約500人）	
役務提供者	会員・事務局		（実人数 27人）	
			（延人数 92人）	
	延人数の積算 打合せ会：1/23…10人、 設営：1/19…4人、1/26…13人、1/31…6人、2/2…10人、2/7…1人、2/8…25人 撤去：2/24…15人、2/25…8人			
決算額	収入額	321,482 円	支出額 321,482 円	
	内訳	受取交付金	321,482 円	
		内訳	消耗品費	153,882 円
			食糧費	3,840 円
			印刷製本費	12,320 円
			通信運搬費	840 円
			保険料	7,100 円
			業務委託費	113,300 円
賃借料	28,000 円			
		支払手数料	2,200 円	

事業名	まちづくり仁尾グラウンド・ゴルフ大会				
事業内容	町内在住の老若男女の交流・親睦と健康増進を図るために、グラウンド・ゴルフ大会を開催した。				
実施日時	令和元年6月8日				
実施場所	仁尾公園野球場				
参加者・受益者	仁尾町民		50人		
役務提供者	会員・事務局		（実人数 7人）		
			（延人数 7人）		
	延人数の積算 会員… 5人、事務局… 2人				
決算額	収入額	59,640 円	支出額 59,640 円		
	内訳	受取交付金	38,640 円		
		内訳	受取負担金	21,000 円	
			内訳	消耗品費	39,060 円
				食糧費	13,080 円
		保険料	2,500 円		
		賃借料	5,000 円		

【観光交流部会】

事業名	観光交流部会の開催		
事業内容	観光交流の振興に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第2木曜実施）		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
参加者・受益者	会員	(延人数)	98人
役務提供者	会員	(実人数)	12人
		(延人数)	約98人
	延人数の積算	7~8×12回	
決算額	収入額	0円	支出額 0円

※会議で用いたお茶等は管理費に含む

事業名	観光交流会事業			
事業内容	観光地の父母ヶ浜と鳶島で観光客に観光パンフレットを配布し仁尾町の観光アピールと地域住民との交流を図った。また、クリスマススワッグとしめ縄作り教室を開催し、地域住民の交流及び賑わい創出を図った。			
実施日時	令和元年5月11日（父母ヶ浜）、6月1日（鳶島）、12月14日（仁尾町文化会館）			
実施場所	父母ヶ浜、鳶島、仁尾町文化会館			
参加者・受益者	参加希望者・会員	(延人数)	45人	
役務提供者	会員・関係者	(実人数)	9人	
		(延人数)	16人	
	延人数の積算	会員…15人、事務局…1人		
決算額	収入額	27,900円	支出額 27,900円	
	内訳	受取交付金	5,400円	内訳 消耗品費 22,500円
		受取負担金	22,500円	内訳 食糧費 400円
				内訳 業務委託費 5,000円

事業名	魚のさばき方教室			
事業内容	魚の捌き方や調理方法についての料理教室を開催し、地域住民との交流・仁尾沖で水揚げされる魚介類をPRし、地域の水産業と関連産業の活性化を図った。			
実施日時	令和元年5月25日			
実施場所	市民センター仁尾			
参加者・受益者	参加希望者・会員	(延人数)	22人	
役務提供者	会員・関係者	(実人数)	8人	
		(延人数)	8人	
	延人数の積算	会員…7人、事務局…1人		
決算額	収入額	39,588円	支出額 39,588円	
	内訳	受取交付金	28,588円	内訳 諸謝金 5,000円
		受取負担金	11,000円	内訳 賄材料費 33,588円
				内訳 保険料 1,000円

事業名	吊り下げ旗製作講習会			
事業内容	吊り下げ旗製作講習会を開催し仁尾町に残る屋号を吊り下げ旗で再現したことで、魅力的な町並み作りに貢献すると共に、地域住民との交流を行った。			
実施日時	令和元年9月8日			
実施場所	仁尾町文化会館			
参加者・受益者	仁尾町民	(延人数)	20人	
役務提供者	仁尾町民	(実人数)	7人	
		(延人数)	7人	
	延人数の積算	会員…6人、事務局…1人		
決算額	収入額	10,486円	支出額 10,486円	
	内訳	受取交付金	986円	内訳 諸謝金 5,000円
		受取負担金	9,500円	内訳 消耗品費 2,646円
				内訳 食糧費 640円
			内訳 業務委託費 2,200円	

事業名	書き初め・カルタ大会・将棋大会					
事業内容	書き初め・カルタ大会・将棋大会を開催し、地域の賑わい創出や地域住民との交流を図った。					
実施日時	令和2年1月11日					
実施場所	松賀屋					
参加者・受益者	仁尾町民 (延人数 29人)					
役務提供者	仁尾町民 (実人数 11人)					
	(延人数 11人)					
	延人数の積算 会員… 9人、事務局… 1人、参加者… 1人					
決算額	収入額	18,580 円	支出額	18,580 円		
	内訳	受取交付金	14,680 円	内訳	消耗品費	9,530 円
		受取負担金	3,900 円		食糧費	800 円
					水道光熱費	2,750 円
					地代家賃	5,500 円

事業名	昔さがしガイドマップ改定				
事業内容	仁尾町のガイドマップである昔さがしガイドマップを作成し発行した。				
実施日時	令和2年3月				
実施場所	事務所他				
参加者・受益者	仁尾町民・観光客				
役務提供者	会員・関係者 (実人数 10人)				
	(延人数 20人)				
	延人数の積算 会員… 8人、事務局… 1人、参加者… 1人				
決算額	収入額	33,990 円	支出額	33,990 円	
	内訳	受取交付金	33,990 円	内訳	印刷製本費

事業名	ガイド養成講座 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為中止」				
事業内容	ガイド養成研修を実施し、仁尾町のまち歩きガイドを養成する。				
予定していた日時	令和2年3月7日				
予定していた場所	岡山県玉野市他				
予定していた参加者	会員				
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円	
	内訳	受取交付金	0 円	内訳	旅費交通費他

【研修調査広報部会】

事業名	会員研修会事業（わがまち未来会議～楽しい地域活動2019～）					
事業内容	NPO法人まちづくり推進隊主催（詫間・高瀬）の会員研修会に参加し、まちづくり推進隊の制度、まちづくり活動、NPO法人の運営及び経営についての知識を高めた。					
実施日時	令和元年9月14日					
実施場所	三豊市高瀬町（みとよ未来創造館）					
参加者・受益者	会員 (延人数 7人)					
役務提供者	会員・事務局 (実人数 人)					
	(延人数 人)					
	延人数の積算					
決算額	収入額	10,220 円	支出額	10,220 円		
	内訳	受取交付金	10,220 円	内訳	研修費	10,000 円
					支払手数料	220 円

事業名	役員研修会事業（第37回地域づくり団体全国研修交流大会 兵庫大会）				
事業内容	役員及び事務局が地域づくり団体全国研修交流大会に参加し、全国レベルのまちづくり活動の研修と他県との情報交換及び交流を図った。				
実施日時	令和元年11月9日～11月11日				
実施場所	兵庫県姫路市				
参加者・受益者	理事・事務局 (延人数 9人)				
役務提供者	会員・事務局 (実人数 3人)				
	(延人数 9人)				
	延人数の積算 理事… 2人、事務局… 1人				
決算額	収入額	148,134 円	支出額 148,134 円		
	内訳	受取交付金	104,994 円	内訳	
		受取負担金	43,140 円		旅費交通費 78,330 円
					研修費 25,800 円
				食糧費 43,140 円	
			支払手数料 864 円		

事業名	会員研修会事業 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為中止」		
事業内容	まちづくり活動先進地への視察研修を行う。		
予定していた日時	令和2年3月22日		
予定していた場所	愛媛県西予市		
予定していた参加者	会員		
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円
	内訳	受取交付金 0 円	内訳
			旅費交通費他 0 円

事業名	ホームページ管理事業		
事業内容	ホームページを通して推進隊の概要や活動を町内外へ発信した。		
実施日時	随時		
実施場所	事務局		
参加者・受益者	仁尾町民他		
役務提供者	会員・事務局 (実人数 5人)		
	(延人数 60人)		
	延人数の積算 5人×12回		
決算額	収入額	195,379 円	支出額 195,379 円
	内訳	受取交付金 195,379 円	内訳
			業務委託費 195,379 円

事業名	推進隊だより発行事業		
事業内容	まちづくり推進隊仁尾の活動内容や周知事項をまとめた広報紙を定期的に発行した。		
実施日時	平成31年4月～年4回発行（4月・7月・10月・1月）		
実施場所	事務局		
参加者・受益者	仁尾町民		
役務提供者	会員・事務局 (実人数 5人)		
	(延人数 20人)		
	延人数の積算 5人×4回		
決算額	収入額	107,450 円	支出額 107,450 円
	内訳	受取交付金 107,450 円	内訳
			印刷製本費 107,450 円

事業名	観光看板リニューアル事業		
事業内容	仁尾町内に設置設置している観光看板の清掃を行った。		
実施日時	令和元年12月1日		
実施場所	町内の観光看板設置場所（6ヶ所）		
参加者・受益者	来町者他		
役務提供者	会員・事務局・関係者	(実人数	4人)
		(延人数	4人)
	延人数の積算 会員… 3人、事務局… 1人		
決算額	収入額	4,024 円	支出額 4,024 円
	内訳 受取交付金	4,024 円	内訳 消耗品費 4,024 円

事業名	アンケート調査事業		
事業内容	地域コミュニティ活性化や活動への市民参加を進めるため、仁尾町民に対して意見や提案をお願いするアンケート調査を実施した。		
実施日時	令和2年1月1日～1月31日		
実施場所	事務局		
参加者・受益者	仁尾町各戸	(延人数	1,931人)
役務提供者	会員・事務局	(実人数	16人)
		(延人数	16人)
	延人数の積算 会員…15人、事務局… 1人		
決算額	収入額	27,799 円	支出額 27,799 円
	内訳	受取交付金	27,799 円
		内訳 消耗品費	1,300 円
		内訳 印刷製本費	15,015 円
		内訳 通信運搬費	11,484 円

【活動助成事業】

事業名	活動助成事業		
事業内容	地縁団体等が実施するまちづくり活動や地域を活性化させる為に各種団体が開催するイベント等、活力あるまちづくりに資するユニークな事業や活動に対して、1件10万円を限度として、助成金を交付し活動の支援をした。		
実施日時	令和元年7月5日～7月24日		
実施場所	仁尾町内		
参加者・受益者	地縁団体及び仁尾町民	(延人数	約320人)
役務提供者	事務局	(実人数	16人)
		(延人数	36人)
	延人数の積算 会員…14人、12人 事務局… 2人×5		
決算額	収入額	49,550 円	支出額 49,550 円
	内訳	受取交付金	49,550 円
		内訳 支払助成金	49,000 円
		内訳 支払手数料	550 円

【移譲業務】

事業名	自治会連合会仁尾支部 事務局			
事業内容	総会・役員会の開催、各自治会への連絡・調整等、視察研修、町内防犯灯関係取次等を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局 (実人数 2人)			
決算額	収入額	245,000 円	支出額	245,000 円
	内訳 受取交付金	245,000 円	内訳 支払助成金	245,000 円

事業名	地区衛生組織連合会仁尾支部 事務局			
事業内容	総会・理事会の開催、地区衛生事業・環境美化事業に対して清掃道具貸出し・補助金支払等業務・父母残土等仮置場管理、地区衛生委員への連絡・調整等、視察研修の手配、ダンボールコンポスト受付、河川愛護活動補助業務を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所・仁尾町			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局 (実人数 2人)			
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

事業名	交通安全業務			
事業内容	町民の交通安全意識向上のため、交通安全週間に街頭キャンペーンを実施した。			
実施日時	平成元年7月5日、9月30日			
実施場所	事務所/仁尾支所前交差点			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	交通安全関係団体・会員・事務局	(実人数 35人)	(延人数 63人)	
	延人数の積算	7/5…35人、9/30…28人		
決算額	収入額	5,040 円	支出額	5,040 円
	内訳 受取交付金	5,040 円	内訳 食糧費	5,040 円

事業名	グリーンパトロール隊業務			
事業内容	広報車・携帯電話・ジャケット・日誌・名簿等の管理、不審者情報の連絡を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局 (実人数 2人)			
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

事業名	広報仕分け業務			
事業内容	毎月末、自治会別配布物の仕分けを行った。			
実施日時	通年			
実施場所	事務所			
参加者・受益者	仁尾町民			
役務提供者	事務局 (実人数 2人)			
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円

【受託業務】

事業名	竜まつり実行委員会からの受託業務		
事業内容	竜まつり開催に関する経理業務・庶務を行った。		
実施日時	令和元年5月～令和2年度総会まで		
実施場所	事務所		
参加者・受益者	仁尾町民		

様式第18号（第12条関係）


決算監査報告書


法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 理事長 河津 成雄 様

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計諸帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 2年 4月 6日

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾

監事 原 茂 芳 


監事 尾山 和 幸 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

令和2年4月30日

所在地 香川県三豊市仁尾町仁尾辛34番地2

名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾

代表者氏名 理事長 河津 成雄 印 

決 算 報 告 書

第 2 期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾

香川県三豊市仁尾町仁尾辛3 4 番地 2

貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和 2年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,687,239
小口 現金	30,000	預り金 (源泉所得税)	17,944
普通 預金	1,704,225	流動負債 計	1,705,183
現金・預金 計	1,734,225	負債合計	1,705,183
流動資産合計	1,734,225	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	0
構 築 物	950,927	当期正味財産増減額	1,460,991
機 械 及 び 装 置	359,104	正味財産 計	1,460,991
什 器 備 品	121,918	正味財産合計	1,460,991
有形固定資産 計	1,431,949		
固定資産合計	1,431,949		
資産合計	3,166,174	負債及び正味財産合計	3,166,174

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 2年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金 30,000

普通 預金 1,704,225

現金・預金 計 1,734,225

流動資産合計 1,734,225

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物 950,927

機械及び装置 359,104

什器 備品 121,918

有形固定資産 計 1,431,949

固定資産合計 1,431,949

資産の部 合計 3,166,174

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金 1,687,239

預り金 (源泉所得税) 17,944

流動負債 計 1,705,183

負債の部 合計 1,705,183

正味財産 1,460,991

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 1,249,397

【受取助成金等】

受取負担金 112,040

受取交付金 10,122,761

【事業収益】

受託事業収益 300,000

【その他収益】

受取 利息 21

雑 収 益 17,320

経常収益 計

11,801,539

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 578,419

諸 謝 金(事業) 42,400

印刷製本費(事業) 490,737

旅費交通費(事業) 223,960

通信運搬費(事業) 16,424

消耗品 費(事業) 537,780

食 糧 費(事業) 80,220

水道光熱費(事業) 2,750

賄材料 費(事業) 33,588

地代 家賃(事業) 5,500

賃 借 料(事業) 48,000

保 險 料(事業) 16,600

研 修 費(事業) 43,830

支払手数料(事業) 6,342

支払助成金(事業) 344,130

その他経費計

2,470,680

事業費 計

2,470,680

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,614,191

役員 報酬 640,000

法定福利費 759,033

人件費計

6,013,224

(その他経費)

印刷製本費 75,891

会 議 費 42,560

車 両 費 37,206

車両燃料費 16,311

通信運搬費 286,286

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

消耗品 費	208,677	
水道光熱費	107,800	
賃借料	4,500	
減価償却費	325,057	
保険料	140,870	
リース料	266,716	
租税公課	10,850	
業務委託料	321,500	
支払手数料	12,420	
その他経費計	<u>1,856,644</u>	
管理費計		<u>7,869,868</u>
経常費用計		<u>10,340,548</u>
当期経常増減額		1,460,991
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>1,460,991</u>
当期正味財産増減額		1,460,991
前期繰越正味財産額		<u>0</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>1,460,991</u></u>

様式第22号（第12条関係）

役員名簿

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	河津 成雄	仁尾町仁尾乙 1253 番地	有
副理事長	西山 弘茂	仁尾町仁尾丁 506 番地 2	有
副理事長	渡邊 究	仁尾町仁尾丙 961 番地 1	有
理事	浅野 隆俊	仁尾町仁尾甲 999 番地	無
理事	岡田 龍宗	仁尾町家の浦 306 番地 1	無
理事	岡田 哲治	仁尾町仁尾乙 1 4 0 0 番地 2	無
理事	木下 順子	仁尾町仁尾乙 3 1 8 番地 4	無
理事	塩田 久美子	仁尾町仁尾丁 359 番地 6	無
理事	土岐 泰広	仁尾町仁尾丁 8 7 5 番地 1	無
理事	中井 日出子	仁尾町仁尾丙 9 1 7 番地	無
理事	西山 秀樹	仁尾町仁尾辛 45 番地 4	無
理事	山中 誠	仁尾町仁尾乙 371 番地 1	無
理事	吉田 誉範	仁尾町仁尾甲 154 番地 1	無
監事	亀山 和幸	仁尾町仁尾丁 2 0 9 番地 1	有
監事	原 茂芳	仁尾町仁尾丁 1 0 0 5 番地	有

特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市仁尾町仁尾辛 34 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい仁尾町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどによる地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 関係諸団体との連携に関する事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。
(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。
(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
- (2) 監事2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前 4 項の規定にかかわらず、任期満了前、2 年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市仁尾町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	河津	成雄
副理事長	西山	弘茂
副理事長	渡邊	究
理事	浅野	隆俊
同	岡田	龍宗
同	河田	哲治
同	木下	順子
同	塩田	久美子
同	土岐	泰広
同	中井	日出子
同	西山	秀樹
同	山中	誠
同	吉田	誉範
監事	亀山	和幸
同	原	茂芳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

本書は、当法人の定款に相違ありません。

令和 2 年 4 月 30 日

所在地 香川県三豊市仁尾町仁尾辛 3 4 番地 2
名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 理事長 河津 成雄

